

ID: 84

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	介護サービス利用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市介護保険条例 第12条の2		
例 規 番 号	平成17年条例第96号		
【根拠条文】 (介護サービス利用料の減免) 第12条の2 市長は、別に定める要件に該当する者のうち必要があると認められる者に対し、法第50条及び第60条の規定による介護サービス利用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 介護保険条例施行規則第9条、第11条による。 長門市居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 7 月 1 日